

令和3年10月1日から

すべての宿泊施設を対象にバリアフリー基準が強化されます

令和3年10月1日以降^{※1}に建築等^{※2}を行う すべての宿泊施設^{※3}について、

- 1 「すべての客室内部のバリアフリー化」、
- 2 「共用部へのエレベーター設置」、
- 3 「共用便所の基準の充実」、
- 4 「バリアフリー情報の公表・届出」等が必要となります。

※1 令和3年9月30日までに協議申請を行う宿泊施設で、協議申請日から6箇月以内に着工したものは除きます。
※2 宿泊施設の新築、増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替え並びに宿泊施設へ用途変更することをいいます。
※3 ホテル、旅館、簡易宿所など旅館業法に基づくすべての宿泊施設をいいます。

条例改正の概要

条例改正に関する解説書を必ずお読みください ----->
(京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部改正に関する解説書)

京都市 バリアフリー 協議 検索

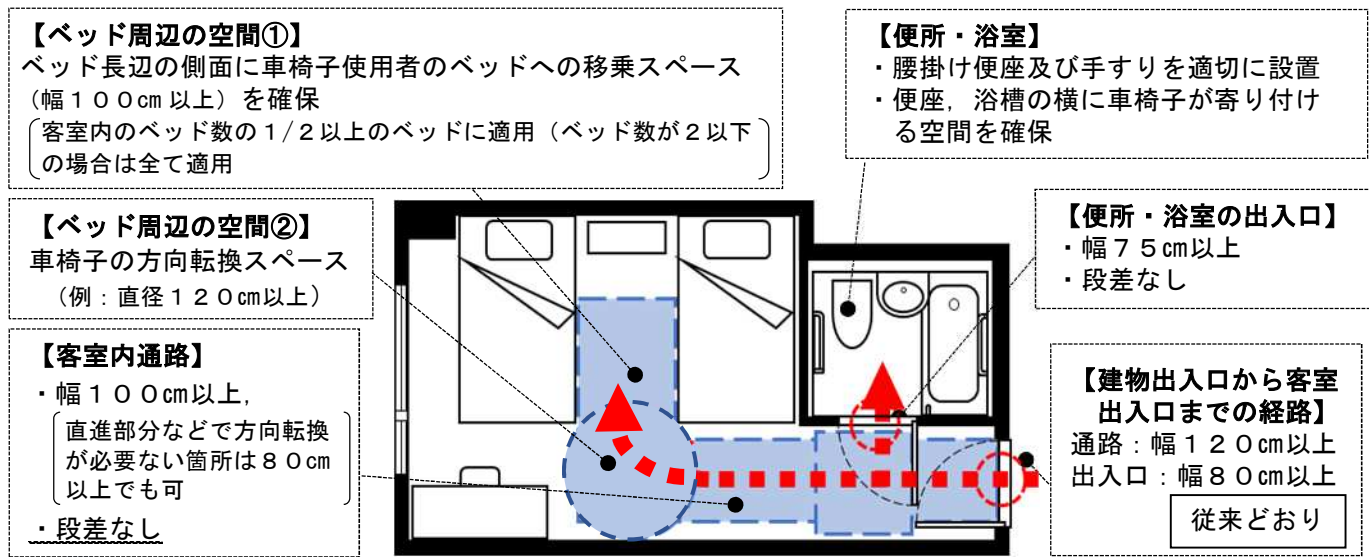


1 客室内部のバリアフリー化基準の新設 (すべての宿泊施設) 解説書P14~

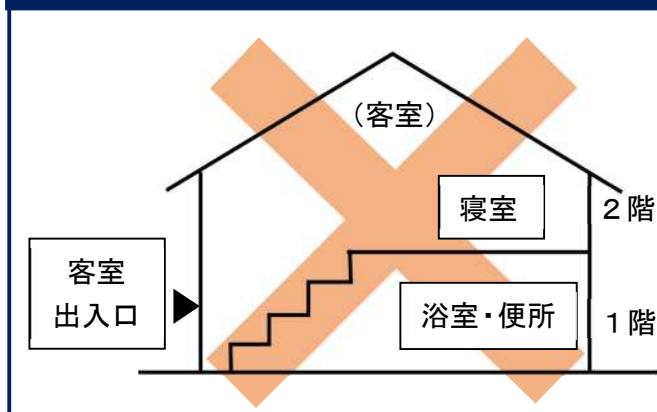
【概要】建築等を行う宿泊施設の すべての客室^{※4}は、以下のとおり整備する必要があります。

※4 車椅子使用者用客室については、従来の基準に加え、下記の新基準が適用されます。

<新基準を適用した客室（ツインルーム）の例>



【ご注意ください】一棟貸しやメゾネットタイプの客室内の段差について



建物全体が1の客室である「一棟貸し」やメゾネットタイプの客室で、客室出入口が、寝室・便所・浴室のいずれかと別の階にある場合や、その間に段差がある場合は、規模に関わらず、客室内にエレベーター等の設置が義務付けられます。

2 共用エレベーター設置基準の拡充

解説書P18～

【概要】建築等を行う宿泊施設は、規模に応じて、以下のとおり共用エレベーター^{※5}を設置する必要があります。

＜宿泊施設の共用部分のエレベーターの設置基準の改正内容＞

規模	共用エレベーターの設置について
1,000㎡以上	必要（従来どおり）
200㎡以上1,000㎡未満	地上階に客室の出入口がない場合、又は、地上階及びその直上階・直下階以外に利用居室を設ける場合は、必要
200㎡未満	地上階に客室の出入口がない場合は、必要

※5 共用部分のない一棟貸しの宿泊施設は、本基準の適用対象外となります。ただし、客室内に段差がある場合は、エレベーター等の設置が必要となる場合があります（「1客室内部のバリアフリー化基準の新設 客室内通路」を参照）。

3 共用便所の基準の充実（小規模な宿泊施設）

解説書P11～

【概要】建築等を行う用途面積1,000㎡未満^{※6}の宿泊施設に共用便所を設ける場合は、以下のとおり整備する必要があります。

＜宿泊施設の共用便所に関する基準の改正内容＞

項目	改正前	改正後
便座の構造		腰掛便座を設ける
手すり		手すりを適切に設ける
便所の出入口	規定なし	幅を80cm以上とし、引き戸又は外開き戸とする
便所内の空間	規定なし	車椅子使用者が便座に移乗するために必要な空間を確保する
当該便所までの経路	規定なし	幅を120cm以上（やむを得ない場合は90cm以上）とする 段差なしとする（高低差がある場合、傾斜路、段差解消機等を設ける）

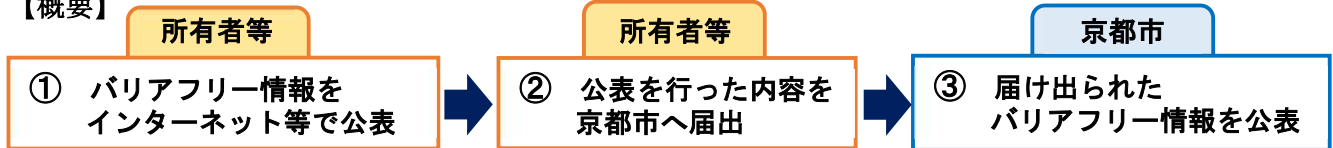
※6 建築等を行う用途面積1,000㎡以上の宿泊施設には、従来どおり車椅子使用者用便房が必要です。

4 施設のバリアフリー情報公表制度の新設（すべての宿泊施設）

解説書P33～

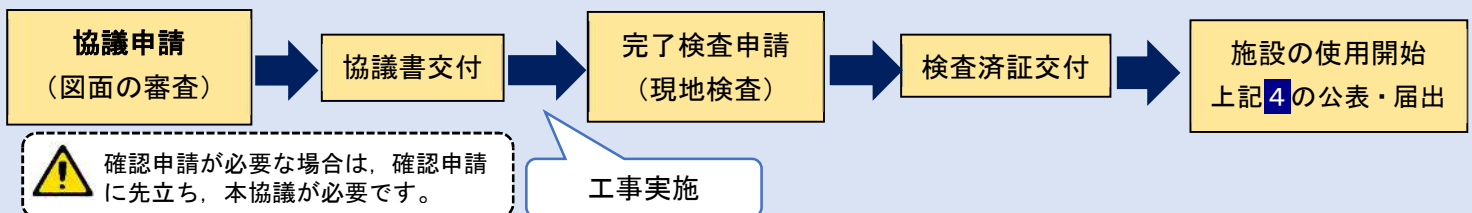
【対象】建築等を行う宿泊施設（既存の宿泊施設は努力義務）

【概要】



「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」による協議について

従来より、宿泊施設の建築等を行う場合には、「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づく協議申請（標準処理期間：約1か月）が必要です。また、工事が完了した際には、条例に基づく完了検査の申請を行い、検査済証の交付を受けないと宿泊施設の使用を開始できませんのでご注意ください。なお、令和3年9月30日までに協議申請を行っている宿泊施設についても、協議申請日から6箇月以内に工事着手されない場合は、条例改正後の基準に基づく再協議が必要となりますので、ご注意ください。



【お問合せ・窓口】京都市 都市計画局 建築指導部 建築審査課（バリアフリー担当）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 分庁舎2階（5番窓口）
TEL：075-222-3616 受付時間 午前8時45分～11時30分、午後1時～3時